

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		福祉医療費の支給の決定		
根拠例規及び条項		多治見市福祉医療費の助成に関する条例(昭和 51 年条例第 8 号)第 9 条		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市福祉医療費の助成に関する条例第 8 条		
	基 準	<p>第 9 条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合において、内容を審査した結果、医療費を助成し、又は支給しないことに決定したときは、当該申請者に対し規則の定めるところにより決定通知をするものとする。</p> <p>第 8 条 この条例により助成する医療費の支給を受けようとする受給者は、規則の定めるところにより、支給の申請をしなければならない。この場合において、その者の死亡等によりその者が申請することができないときは、市長が別に定める者が申請しなければならない。</p>		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20～60 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 20～60 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				